

「東京都避難者生活支援指針素案」に対する意見募集の結果

1 意見募集の期間と件数

(1) 募集期間

令和8年2月9日(月)から令和8年3月10日(火)まで

(2) 意見件数 50件(6通) ※第1編に対する御意見 29件、第3編に対する御意見 21件

2 主な御意見の概要

(1) 第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組への御意見等

No.	ご意見(概要)	東京都の考え方など
1	<p>指針全般</p> <p>避難所避難者に対する支援だけでなく、在宅避難者や被災地外避難者に対する支援も含めて避難者の生活支援全体ガイドラインとしている点は、障害者や難病患者の状況にも対応した内容だと思う。</p> <p>指針を作成しても、区市町村において実際の避難行動に十分活用されなければ実効性は確保されません。自治体間で対応に差が生じないように、本指針の積極的な活用を求めます。</p>	<p>東京都と区市町村は連携して、避難者の生活支援に取り組んでいきます。</p>
2	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組・全般</p> <p>在宅避難の推進に向けて、都と区の役割を分担して取り組むべきだと思います。</p>	<p>東京都と区市町村は連携して、在宅避難について、住民の理解促進と避難生活に関する支援体制等の充実・強化に取り組んでいきます。</p>
3	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組・全般</p> <p>震災により生活維持が難しくなった高齢者が、アプリや窓口にアクセスするのは難しいため、能動的な支援が必要だと思います。</p>	<p>本指針は、第1編第4章に要配慮者への対応として「緊急時の連絡先や対応方法、移送手段などを平時から確認し、専門職によるアウトリーチ型支援など、必要な体制を関係機関と連携して整備すること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
4	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 序章（P1）</p> <p>本指針は避難所中心で避難所外避難者への支援は、自助・共助に委ねており、序章をもう少し分かりやすく前向きな内容にしていきたい。</p>	<p>本指針は、避難所避難者に対する支援に加え、在宅避難者や被災地外避難者に対する支援も含めた避難者の生活支援全体について、基本的事項を整理したものです。</p> <p>避難者がどのような場所で避難生活を送る場合であっても、必要な支援を適切に受けられるよう、公助の在り方を整理し、都と区市町村とが連携して支援体制等を整備することが求められており、そのための手引書として本指針を策定しました。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第1章・東京が直面する危機と大都市東京の特性（P5-P7）</p> <p>風水害、噴火、電力・通信途絶、感染症についての記述がなく、被害や避難者想定は地震に限られています。風水害による避難所開設が頻発しており、発災時の対応が重要です。</p>	<p>本指針は、避難行動により自身の安全を守ることができた被災者が、発災に伴い何らかの支援を必要とする避難者としての生活を余儀なくされた場合に、避難生活を送る場所に依拠して「避難所避難」「在宅避難」「被災地外避難」の3つに分類しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第1章・東京が直面する危機と大都市東京の特性（P11）</p> <p>避難所避難と在宅避難との生活環境の比較表のとおりならば、過去の震災のようにマンション居住者が避難所に押し掛けたり、在宅の関連死者が多い筈がないと考えます。</p>	<p>本指針は、過去の災害時の事例等を踏まえて、進めるべき主な取組を整理したものです。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
7	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第2章・避難者の生活支援に関する基本的な考え方（P9）</p> <p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン</p> <p>第7章・避難所に行けない理由のある要配慮者への対応（P83）</p> <p>要配慮者に「障害者」とともに「難病患者」を記入していることなどは関係者にとってありがたいと考えます。</p> <p>また、要配慮者ごとの支援体制の整備について、関係機関との連携の必要性や、個別避難計画の作成が解説に記入されており良いと思います。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
8	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第2章・避難者の生活支援に関する基本的な考え方（P9）</p> <p>本指針の対象としている災害が不明確です。また、地震に偏った内容となっています。対象となる災害を具体的に記載していただきたい。</p>	<p>本指針は、避難行動により自身の安全を守ることができた被災者が、発災に伴い何らかの支援を必要とする避難者としての生活を余儀なくされた場合に、避難生活を送る場所に依拠して「避難所避難」「在宅避難」「被災地外避難」の3つに分類しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第2章・避難者の生活支援に関する基本的な考え方（P14）</p> <p>第4章・在宅避難者の生活への支援において進めるべき主な取組（P28）</p> <p>在宅避難への備えで感震ブレーカーの設置を奨励するのであれば、夜間の停電による混乱</p>	<p>東京都はリーフレット等で、感震ブレーカー設置の際の留意点として、停電時に作動する足元灯や懐中電灯等の照明器具を常備し、夜間の照明を確保することを普及啓発しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、本指針に、この取組事例を追記させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>を防ぐため、自動点灯照明等と併せた設置が必要と考えます。</p>	
10	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組・全般</p> <p>学校に想定を超える受入れが生じた場合、現場の混乱は避けられないため、現実的な受入体制等を指針の中で示すことが必要と考えます。</p>	<p>避難所の受入体制については、各避難所の状況等を踏まえ、区市町村がマニュアル等を整備していきます。</p> <p>なお、本指針は、第2編第6章に、「避難所の収容人数を超えて、一時的に避難者を受け入れることが必要な場合、季節・天候や災害の種類にもよりますが、野外受入れ施設の開設で対応が可能な場合には、東京都福祉局に報告すること。野外受入れ施設用のテントが不足する場合には、東京都福祉局に資材の調達を依頼すること」など、避難所の運営サイクルの確立について記載しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組・全般</p> <p>キッチンカー、トイレトレーラー等の確保、スフィア基準を満たした避難所の確保は広域自治体である東京都が行うべきと考えます。</p>	<p>東京都と区市町村は連携して、避難所での生活の質の向上に向け、引き続き避難所改革に取り組んでいきます。</p> <p>また、令和7年度から、避難所環境の改善等に資する区市町村の取組を支援する補助制度を実施しています。</p>
12	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P16）</p> <p>本指針では、学校が長期避難所となった場合</p>	<p>本指針は、第2編第2章に、「学校は教育活動の場であり、避難所としての機能は応急的なものであるため、教育の早期再開も視野に入れた避難所運営を想定しなければならないこと」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>の教育活動への影響に関する記述が不足していると考えます。</p>	
13	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P17）</p> <p>食事の提供を前提とすると運営が厳しいと考えるため、下線を変更すること 発災時には、避難者の健康を維持するための温かい食事や栄養バランスの取れた食事を提供できるだけの体制構築、文化や宗教上の理由で食事が制限される方や食物アレルギーをお持ちの方など、避難所に避難される方へのきめ細かな配慮が課題です。</p>	<p>御提案の該当箇所は、過去の避難者からの単調で画一的な食事メニューの改善要望等への対応が十分にできなかった事例への対応のため、「食事の提供」を課題としております。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P21）</p> <p>東京23区内で被害想定避難者数に対してスフィア基準を満たした避難スペースの確保は実現できますか。理念は素晴らしいが実現可能かどうか大切に考えます。</p>	<p>本指針に基づき、在宅避難者や被災地外避難者への支援を充実・強化していくことで、スフィア基準に準拠した生活空間の確保など、避難所の環境向上に繋げていきます。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P21-P27）</p> <p>ペットの受入れや入浴設備設置などは、学校の設備・構造と整合していないため、「施設</p>	<p>発災時の施設の使用については、施設の特性等を踏まえ、区市町村が検討していきます。 東京都と区市町村は連携して、避難所での生活の質の向上に向け、引き続き避難所改革に取り組んでいきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>の使用について、施設側の安全管理能力を超える負担は負えないこと」を明記すること。</p>	
16	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P23）</p> <p>下線を追記すること <input checked="" type="checkbox"/>地域の保健所等の管理栄養士・栄養士の活用等により、栄養バランスのとれた食事が適温で提供されている。</p> <p>下線を修正すること <input checked="" type="checkbox"/>疾病上の食事制限等、アレルギー、文化・宗教など、多様なニーズへの配慮がなされたメニューが提供されている。</p>	<p>御提案の該当箇所は、特定の組織に限定しているものではなく、ボランティア等を含め、広く活用を想定しています。</p> <p>疾病上の食事制限等は、既往歴など多様なニーズへの配慮がなされたメニューが提供されているという記載に含まれています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P23）</p> <p>下線を追記すること <u>発災時に学校運営や学校再開の支障にならない範囲で学校調理室や給食センターを活用できるように、施設整備やマニュアル作成などを行います。</u></p>	<p>本指針は、第2編第2章に「学校は教育活動の場であり、避難所としての機能は応急的なものであるため、教育の早期再開も視野に入れた避難所運営を想定しなければならないこと」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P23）</p>	<p>御提案の該当箇所は、特定の組織に限定しているものではなく、ボランティア等を含め、広く活用を想定しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>下線を追記すること</p> <p>発災時の食事の衛生管理・栄養管理に資するため、<u>地域の保健所等の管理栄養士・栄養士との連携体制</u>を構築、フェーズに応じた栄養補給や必要となる食事の確保等の備えを進めます。</p>	
19	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P23）</p> <p>下線を追記すること</p> <p>平時から<u>地域の保健所等の管理栄養士・栄養士と連携し</u>、発災時に文化や宗教上の理由、アレルギーを有する方など、食事が制限される方に提供する食料や献立表の表示など対応方法について、備えを進めます。</p>	<p>御提案の該当箇所は、特定の組織に限定しているものではなく、ボランティア等を含め、広く活用を想定しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第3章・都が目指すべき避難所、課題解決のための基準と主な取組（P24-25）</p> <p>以下を追記すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の電源確保を必要とする要配慮者に「人工呼吸器使用者充電優先証」などを与え、避難所で電力を優先的に使えるように配慮する。 ・喀痰吸引や経管栄養、医療機器の作動音など医療的ケアへの理解を推進する。 ・障害特性に応じた福祉避難スペースやカームダウンスペースを設置し、集団のなかでは居辛く感じる障害児者へ配慮する。 ・障害特性により辛い気持ちを伝えられないなど、孤立を防ぐため福祉支援員が巡回するなどの配慮をする。 	<p>本指針は、第2編第1章に、「避難所運営委員会の体制構築に当たっては、要配慮者の方にも平時からメンバーとして参画していただき、当事者の意見を避難所運営マニュアルに反映することが重要であること」を示しています。また、第15章に、「要配慮者など、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法として、静養室の設置、非常用電源の確保」や、「児童福祉司・保健師等への支援・介入が必要との認識で巡回・相談体制を作っておくことが必要であること」を示しております。</p> <p>福祉避難所に関する御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>・福祉避難所は医療用の非常電源設備を備え、給電車両を配置する。</p>	
21	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第4章・在宅避難者の生活支援において進めるべき主な取組（P28） 第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第1章・建物等の安全性に関する緊急的な判断（P13）</p> <p>共同住宅において「安全が確認されるまでトイレを使用しない」という内容が盛り込まれたことは、大変意義深いものと受け止めています。</p> <p>これを浸透させるため、階下への漏水被害などの具体的リスクや、感染症防止策といった衛生面の具体的な啓発についても推進することも明記していただきたい。</p>	<p>本指針は、第3編第1章に、「排水設備が損傷している場合、通常通り水を流すと下階の住戸や共用部に汚水が逆流する可能性があること」や「家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃が大切となること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第4章・在宅避難者の生活への支援において進めるべき主な取組（P29）</p> <p>以下を追記すること</p> <p>重症心身障害児者などの要配慮者が在宅医療を継続する必要がある場合に、医療機器の電源確保のために、安全に発電機を使えるスペースを提供するなどの配慮をする。</p>	<p>本指針は、第3編第2章に、「非常用発電機やポータブル電源などの資機材等については、自治会やマンション管理組合等において備蓄し、必要時に共同で使用できる体制を整えておくよう、住民に促すこと」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
23	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第4章・在宅避難者の生活への支援において進めるべき主な取組（P30）</p> <p>区市町村の防災アプリには、発災後に自分の状況を連絡する安否確認機能はないため、そうした機能を付加したツールは整備されていますか。</p>	<p>東京都では、発災直後の安否確認から応急復旧（避難生活支援）、復興（生活再建支援）フェーズまで一貫した情報管理を行うシステムの構築を進めており、被災者支援の円滑化を図っていきます。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
24	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第4章・在宅避難者の生活支援において進めるべき主な取組（P30、34）</p> <p>状況把握時等における、民生委員等との連携など、地域福祉の視点が災害対応に反映されており、大変心強く感じております。これをより確かなものにするため、都内全域で進められている「見守りネットワーク」等の福祉インフラが、発災時に即座に情報把握へ繋がるよう、具体的な連携フローを明記していただきたい。</p>	<p>本指針は、第3編第3章に、「避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化し得るものであることから、こうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築しておくこと」を示しています。</p> <p>なお、同章に、「状況把握の実施体制のイメージや情報の流れと関係者のイメージ」を掲載しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
25	<p>第1編・生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第4章・在宅避難者の生活支援において進めるべき主な取組（P32）</p> <p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン</p> <p>第5章・支援内容の整理（P69）</p> <p>在宅避難者に対し避難所と同水準の支援を行う方針や、キッチンカーの活用といった供給体制が明記されたことは、都民の安心感を高める重要な一歩であると思います。</p> <p>更なる実効性の確保に向けて、在宅避難が長</p>	<p>在宅避難者への支援場所等については、地域の特性等を踏まえ、検討していきます。</p> <p>なお、本指針は、第3編第4章に、「在宅避難者への支援は、避難所を拠点として実施するほか、地域の特性を踏まえ、在宅避難者が支援物資を受け取りやすいよう、また、支援物資を受け取ろうと人々が避難所に押し寄せないように、避難所以外の場所に拠点を設置することも検討し、適切な体制を整備すること」を示しています。また、第5章に、「在宅避難者への情報提供については、避難所と同様の情報提供を実施できるよう、支援拠点における掲示板の活用のほか、チラシの配布・回覧</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>期化した場合の行政による支援（配布場所、タイミング、情報伝達方法等）をより具体的に明記してください。</p>	<p>や、SNS 等のデジタル機器を利用した情報提供など、多様な手法で情報発信を行うこと」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第4章・在宅避難者の生活への支援において進めるべき主な取組（P34）</p> <p>下線を追記すること <u>区市町村は、個々の要支援者の発災後に想定されるリスク等を、基準を定めて評価した上で必要となる支援内容を定め、その情報を管理し必要な共有を行います。</u></p>	<p>本指針は、第3編第7章に、「発災後に生じ得る生活上・健康上のリスクをあらかじめ評価し、必要となる支援内容等について、関係機関と共有しておくこと」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
27	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第4章・在宅避難者の生活への支援において進めるべき主な取組（P34）</p> <p>判断を誰がどのように行うのかを決めておくことが重要なため、下線を追記すること 発災後、要配慮者の状況等により在宅避難を継続することが困難となった場合には、<u>区市町村の災害対策本部の判断により福祉避難所や医療機関等へ移送します。</u></p>	<p>本指針は、第3編第7章に、「在宅での生活継続が困難となる場合には、福祉避難所や医療機関等での受入が円滑に行われるよう、関係機関との連携や調整の枠組みをあらかじめ整理しておくこと」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
28	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組 第4章・在宅避難者の生活への支援において進めるべき主な取組（P34）</p> <p>以下を追記すること 人工呼吸器や酸素濃縮器などの在宅医療機器を使用している重症心身障害児者等の要配慮</p>	<p>本指針は、第3編第7章に、「平時から福祉サービス等を受けている要配慮者について、医療等の関係機関との日常的な関係を活かし、発災後においても保健師などの専門職によるアウトリーチ型の必要な支援を継続的に行うことが重要であること」を示しています。</p> <p>なお、要配慮者への対応については、東京都福祉局の定める指針に記載しております。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>者に対しては、停電時に想定されるリスク等を評価した上で、在宅医療を継続できるように、電源や燃料の確保等の支援内容を定めます。発災後、要配慮者の状況や介護者の疲弊等により在宅避難を継続することが困難となった場合には、福祉避難所や医療機関等へ移動します。そのため、緊急時の連絡先や対応方法、移送手段などを盛り込んだ個別支援計画を作成し、専門職によるアウトリーチ型支援など、必要な体制を関係機関と連携して整備します。</p> <p>避難所に行けない理由のある配慮者を、在宅避難で孤立させないよう、過度に不安にならないよう配慮することが重要である。支援体制には医療や看護とつながる仕組みを構築することも重要である。</p>	<p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
29	<p>第1編・避難者の生活支援に関する基本的な考え方と進めるべき主な取組</p> <p>第5章・被災地外避難者の生活支援において進めるべき主な取組（P36）</p> <p>下線を追記・変更すること</p> <p>アプリ等のデジタル技術を活用し、<u>すべての被災地外避難者</u>に対し、公費解体や罹災証明の発行など、生活再建等に関する行政からの情報を提供します。また、<u>すべての被災地外避難者が安否確認等の情報を発信する方法</u>を平時から住民に周知するとともに、発信する情報を整理するためにフォーマット等を整備し、発災後に備えます。</p>	<p>本指針は、第4編第2章に、「被災地外避難では、避難者にどのタイミングでどういった情報を伝えるのか、その手段も含めて検討し、円滑かつ効果的な情報発信を行えるようにしておくことが重要であること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

(2) 第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドラインへの御意見等

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
30	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン・全般</p> <p>本文中の避難所には福祉避難所を含むのか否かが不明確なため、明確にすべきと考えます。</p>	<p>本指針の第3編における避難所は一般避難所を示しています。また、福祉避難所に該当する箇所については、その旨明記しております。</p>
31	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン・全般</p> <p>学校を支援拠点・避難所等として記載している箇所について、学校の定義が不明確であり、設置主体・責任分担が判断できないと考えます。</p>	<p>本指針の第3編における学校は、対象を限定せず、区市町村立学校、都立学校、私立学校など、広く学校を想定しています。</p>
32	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン・全般</p> <p>避難所の居住性が改善しスフィア基準を満たした場合、在宅避難者が避難所に一層押し掛ける結果になると考えます。</p>	<p>避難所避難と在宅避難を比較すると、在宅避難者の生活環境は、ほとんどの項目において発災前と同じであり、住み慣れた自宅等で生活することにより、避難生活による肉体的・精神的負担を軽減することができます。</p>
33	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン・全般</p> <p>都心部のマンションは地域とのつながりが希薄であり、孤立した世帯が多いことから、互助の取組を促進するには課題が多いと考えます。</p>	<p>東京都は、マンション防災の普及啓発として、リーフレットを活用し、発災時は管理組合等をはじめとしたマンション全体で協力して対応することの大切さを周知するなど、理解を促しています。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、本指針に、この取組事例を追記させていただきます。</p>
34	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン</p> <p>第2章・備蓄の推進（P31）</p> <p>以下を追記すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者のいる世帯が医療機器の電源確保のために発電機を使う場合には、安全に発電機を使えるスペースを提供するなどの配慮を 	<p>本指針は、第3編第2章に、「非常用発電機やポータブル電源などの資機材等については、自治会やマンション管理組合等において備蓄し、必要時に共同で使用できる体制を整えておくよう、住民に促すこと」を示しています。また、第3章に、「避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化し得るものであるこ</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時避難行動要支援者の個別避難計画は、実際に避難訓練を実施するなどを経て、より実効性の高い計画にブラッシュアップしていく。 ・要配慮者には在宅避難や被災地外避難も含め、避難生活も視野に入れた災害時個別支援計画を作成し、支援者間で情報を共有して備える。 	<p>とから、こうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことが必要であること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
35	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第3章・避難者情報の把握・共有等（P43）</p> <p>下線を追記・変更すること</p> <p><u>区市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、持病のある人などの情報をデジタルで管理し、AI等を活用することで、いち早く支援が必要な人を素早く抽出し、医療・福祉支援の優先順位付けが可能になります。必要な支援場所（避難所、在宅、その他）や、支援内容（医療機関・福祉施設等への移動支援、在宅医療電源・医薬品等の調達支援、医療・保健・介護の派遣支援などを可視化することも可能です。</u></p>	<p>本指針は、第3編第3章に、「内閣府が構築しているクラウド型被災者支援システムなどを活用・参考にしながら、平時からデジタル技術の活用を検討していくこと」を示しています。</p> <p>また、東京都では、発災直後の安否確認から応急復旧（避難生活支援）、復興（生活再建支援）フェーズまで一貫した情報管理を行うシステムの構築を進めており、被災者支援の円滑化を図っていきます。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
36	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第3章・避難者情報の把握・共有等（P47）</p> <p>参考で掲載している「状況把握における標準的な項目」について、複数の診療科にかかっている場合も書き込めるように、②かかりつけの医療機関名の記載欄を広げてください。</p>	<p>本指針は、第1編第4章に、「氏名、居所、連絡先等の基礎情報に加え、住戸やライフライン等の被災状況、健康状態の変化や避難生活において必要となる支援など、避難者が発信すべき情報を整理すること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
37	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第3章・避難者情報の把握・共有等（P47）</p> <p>参考で掲載している「状況把握における標準的な項目の①訪問看護などの医療サービスを利用しているか」について、複数の訪問系医療サービスを利用している場合に対応するため、以下のとおり変更すること</p> <p><input type="checkbox"/> 有（利用している事業所名： ） <input type="checkbox"/> 有（利用している事業所名： ） <input type="checkbox"/> 有（利用している事業所名： ） <input type="checkbox"/> 無</p>	<p>本指針は、第1編第4章に、「氏名、居所、連絡先等の基礎情報に加え、住戸やライフライン等の被災状況、健康状態の変化や避難生活において必要となる支援など、避難者が発信すべき情報を整理すること」を示しています。いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
38	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第3章・避難者情報の把握・共有等（P47）</p> <p>参考で掲載している「状況把握における標準的な項目の②要介護(支援)認定など受けているか等」について、障害者でも回答できるように、下線のとおり変更すること</p> <p>②要介護(支援)認定や障害支援区分</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分1 <input type="checkbox"/> 区分2 <input type="checkbox"/> 区分3 <input type="checkbox"/> 区分4 <input type="checkbox"/> 区分5 <input type="checkbox"/> 区分6</p>	<p>本指針は、第1編第4章に、「氏名、居所、連絡先等の基礎情報に加え、住戸やライフライン等の被災状況、健康状態の変化や避難生活において必要となる支援など、避難者が発信すべき情報を整理すること」を示しています。いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
39	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第3章・避難者情報の把握・共有等（P47）</p> <p>参考で掲載している「状況把握における標準的な項目の④デイサービス・ヘルパーなどの福祉サービスを利用しているか」について、複数のサービス提供事業者を書き込めるようにするため、以下のとおり変更すること</p>	<p>本指針は、第1編第4章に、「氏名、居所、連絡先等の基礎情報に加え、住戸やライフライン等の被災状況、健康状態の変化や避難生活において必要となる支援など、避難者が発信すべき情報を整理すること」を示しています。いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 有（利用している事業所名： ） → <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 有（利用している事業所名： ） → <input type="checkbox"/> 被災前と変わらず利用の見通しが立っている <input type="checkbox"/> 利用の見通しが立たない <input type="checkbox"/> わからない <input type="checkbox"/> 無	
40	第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第3章・避難者情報の把握・共有等（P46-51） 参考で掲載している「状況把握における標準的な項目」について、記入者・世帯主・要配慮者など、家族の情報を一括して記入する形式となっており、要配慮者ではない（慢性疾患等のため薬を服用している）人は、その状況を書き込むことはできない。家庭の構成員ごとにシートを作成すべきと考えます。	本指針は、第1編第4章に、「氏名、居所、連絡先等の基礎情報に加え、住戸やライフライン等の被災状況、健康状態の変化や避難生活において必要となる支援など、避難者が発信すべき情報を整理すること」を示しています。いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。
41	第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第4章・支援体制の整備（P57） 以下を追記すること 避難所として指定された施設の多くは、本来の機能を有する中で避難所として利用されています。こうした状況で、さらに在宅避難者の支援拠点としての利用を求めることは、施設側にとって大きな負担となります。そのた	また、支援拠点の配置や機能等については、地域の特性や避難者の状況等を踏まえ、区市町村が検討していきます。 なお、本指針は、第3編第4章に、「避難所を支援拠点とする場合は、避難所業務の繁忙な時間帯と重複しないよう工夫すること」を示しています。 いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>め、在宅避難者支援拠点とする施設については、避難所利用とのすみ分けを事前に整理しておく必要があります。</p>	
42	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第4章・支援体制の整備（P57）</p> <p>下線を削除すること 「地域住民の利用のしやすさといった観点からは、地域の公民館、自治会館、公園、コンビニエンスストア等のスペースのほか、行政・商業・教育の拠点となっている場所や寺社など、平時から住民が集う場所が候補として考えられます。」</p>	<p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
43	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第4章・支援体制の整備（P61） 第5章・支援内容の整理（P68）</p> <p>高齢者と障害者で困りごとは異なるため、下線を追記すること （【チェック事項】4-2-3） 「住民リーダー、女性、小さな子供を持つ家庭、高齢者、障害者等の要配慮者などの多様なメンバーを運営主体の構成員とするよう配慮します。」</p> <p>（【解説】の上から3つ目の文章） 「～住民リーダーをはじめ、女性や小さな子供を持つ家庭、高齢者、障害者等の要配慮者などの多様なメンバーを運営主体の構成員とするよう配慮します。」</p>	<p>いただいた御意見につきましては、御提案のとおり追記させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p>（【チェック事項】 5-1-2） 「支援内容の検討にあたっては、住民リーダー、女性、小さな子供を持つ家庭、高齢者、<u>障害者等の要配慮者</u>などの多様なメンバーを構成員とするよう配慮します。」</p> <p>（【解説】の上から4つ目の文章） 「～支援内容の検討にあたっては、住民リーダーをはじめ、女性や小さな子供を持つ家庭、高齢者、<u>障害者等の要配慮者</u>などの多様なメンバーを構成員とするよう配慮します。」</p>	
44	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第5章・支援内容の整理（P74）</p> <p>下線を追記すること 「～また、人工呼吸器や酸素濃縮器などの在宅医療機器の電源は命を守るために欠かせないものですが、<u>停電が長時間に及ぶ場合には発電してポータブル電源に蓄電し、機器を動かす必要があります。ガス発電機は消防法の定めに従って安全に使用することが求められるため、自宅では使えない場合が少なくありません。このため、ポータブル電源やモバイルバッテリーを充電するために必要な非常用発電機等について、避難所に共用の資機材として備蓄することを促すとともに、支援拠点にも配備し、避難所や自宅にいる要在宅医療者へ電力供給ができるようにします。</u>」</p>	<p>本指針は、第3編第5章に、「災害時には停電などライフラインが途絶することが想定されるため、非常用発電機などの資機材を備えておくことは、在宅避難を継続する上で重要であり、支援拠点に配備し、避難者が利用できるようにしておくことが必要であること」を示しています。</p> <p>なお、要配慮者への対応については、東京都福祉局の定める指針に記載しております。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
45	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第7章・避難所に行けない理由のある要配慮者への対応（P84）</p> <p>以下を削除すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難生活が長期化すると、教育や保育の機会が失われ、精神的な孤立や不安が増加するおそれがあるため、児童・生徒や乳幼児が安心して過ごせる自宅以外の居場所を確保することが重要です。 ・自宅以外の居場所として、学校や児童館、子育て支援センター等の拠点が考えられ、これらの場所では、遊びや学習、乳幼児の衛生的環境の確保等を提供し、日中を中心に子どもの安全・安心と発達を支える役割を果たします。 <p>以下を追記すること</p> <p>大きな環境の変化への耐性が弱い児童・生徒や乳幼児などに対しては、保護者、NPO やボランティア等と連携して、自宅以外の居場所づくりに努めます。</p>	<p>児童・生徒や乳幼児が安心して過ごせる自宅以外の居場所の確保については、地域の特性や避難者の状況等を踏まえ、区市町村が検討していきます。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
46	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第7章・避難所に行けない理由のある要配慮者への対応（P85）</p> <p>今の記載の場合、要配慮者を子供に限定しているように見えるため、下線を追記、取消線を削除すること</p> <p>「災害時に要配慮者の保護者等へ必要な支援情報が確実に届くよう、アナウンス方法については、避難所での掲示や SNS 等の様々な手段を平時から整理します。」</p>	<p>御提案の該当箇所は、要配慮者のうち、子どもについて記載した事項となっております。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
47	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第7章・避難所に行けない理由のある要配慮者への対応（P84）</p> <p>] 以下のとおり下線を追記すること 平時から、個々の要支援者について、<u>発災後に生じ得る生活上・健康上のリスクを、基準を定めてあらかじめ評価し、在宅での生活継続の可否や、必要となる支援内容について、関係機関と共有しておくことが求められます。</u></p>	<p>本指針は、第3編第7章に、「要配慮者の支援ニーズは多様かつ個別性が高いことから、関係機関等と連携し、平時から個々の状況の把握や支援体制を整備しておくことが重要であること」や、「平時は福祉サービス等とつながっていない方への対応も想定し、適切な支援や受入につなげられる体制を備えておく必要があること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
48	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第7章・避難所に行けない理由のある要配慮者への対応（P84）</p> <p>下線を追記すること また、在宅避難の継続が困難となる場合に備え、福祉避難所や医療機関等への移送や受入が円滑に行われるよう、<u>誰（どの組織）がどのような基準で対応の判断をするかを決めておくかや、調整の手順や役割分担を整理しておくことが重要です。</u></p>	<p>本指針は、第3編第7章に、「要配慮者の支援ニーズは多様かつ個別性が高いことから、関係機関等と連携し、平時から個々の状況の把握や支援体制を整備しておくことが重要であること」や、「平時は福祉サービス等とつながっていない方への対応も想定し、適切な支援や受入につなげられる体制を備えておく必要があること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>
49	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第7章・避難所に行けない理由のある要配慮者への対応（P84）</p> <p>下線を追記すること 発災後の生活環境の変化等により、支援ニーズが顕在化することがあります。こうした支援ニーズを的確に把握し、専門職等の支援に<u>確実に</u>つなげられるよう、<u>誰（どの組織）が</u></p>	<p>本指針は、第3編第7章に、「要配慮者の支援ニーズは多様かつ個別性が高いことから、関係機関等と連携し、平時から個々の状況の把握や支援体制を整備しておくことが重要であること」や、「平時は福祉サービス等とつながっていない方への対応も想定し、適切な支援や受入につなげられる体制を備えておく必要があること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>

No.	ご意見（概要）	東京都の考え方など
	<p><u>どのような基準で対応の判断をするかを決め、体制を整備しておくことが重要です。</u></p>	
50	<p>第3編・在宅避難者の生活への支援ガイドライン 第7章・避難所に行けない理由のある要配慮者への対応（P84）</p> <p>下線を追記すること 在宅での生活継続が困難となる場合には、福祉避難所や医療機関等での受入が円滑に行われるよう、関係機関との連携や調整の枠組みをあらかじめ整理しておくことが重要であると同時に、<u>誰（どの組織）がどのような基準で対応の判断をするかを決めておくことが重要</u>です。</p>	<p>本指針は、第3編第7章に、「要配慮者の支援ニーズは多様かつ個別性が高いことから、関係機関等と連携し、平時から個々の状況の把握や支援体制を整備しておくことが重要であること」や、「平時は福祉サービス等とつながっていない方への対応も想定し、適切な支援や受入につなげられる体制を備えておく必要があること」を示しています。</p> <p>いただいた御意見については、関係部署に共有させていただきます。</p>